

月刊！ソウゾク通信

相続財産に株式がある場合 どんな手続きが必要？

相続財産に株式がある場合、株式の相続は預貯金などの財産と比べて評価および手続きが複雑になります。今回は、株式の相続に必要な手続きや評価方法の説明と、未受領の配当金がある、管理している証券会社がわからないなどの場合の対応について紹介します。



株式を相続する手順 上場と非上場で評価方法が違う

相続財産に株式が含まれている場合、次のような手順で株式を相続します。

- ①故人が取引を行っていた証券会社へ相続開始日時点での残高証明書の発行を依頼します。
- ②相続人が複数いる場合で遺言書がない場合は、遺産分割協議を行います。並行して株式などの相続財産の評価をしておきます。
- ③上場株式については、相続する人が決まったら、証券会社で名義変更手続きをします。なお、名義変更をするには、相続人名義の口座が必要となります。非上場株式の場合は、その会社の定款で定められた方法で名義変更手続きをします。
- ④相続財産が基礎控除額を超える場合、申告期限（被相続人の死亡を知った日の翌日から10カ月以内）までに相続税の申告・納付を行います。
- ⑤名義変更完了後、相続した株式を売却できるので、売却か、そのまま保有かを検討します。

次に、株式の評価方法について簡単に紹介します。上場株式の場合は「課税時期の最終価格×保有株数」で評価します。なお、課税時期の最終価格が①相続開始月の毎日の終値の月平均額、②相続開始月前月の毎日の終値の月平均額、③相続開始月前々月の毎日の終値の月平均額のうち最も低い金額を超える場合は、その最も低い価格により評価します。また、非上場株式の評価方法には、大きく、原則的評価方式である①純資産価額方式、②類似業種比準方式とその折衷方式、特例的評価方式である③配当還元方式の3種類があります。原則的評価方式と特例的評価方式のどちらを適用するかは、任意に選べるものではなく、会社の種類や株主の種類などにより定められています。

未受領の配当金を受け取るには 時効前に早めの手続きを

では、株式の相続において、株式に未受領の配当金がある場合や口座のある証券会社がわからない場合は、どのように対処すればよいのでしょうか。

相続した株式に未受領の配当金がある場合、通常は名義変更の際に発行会社の株主名簿管理人となっている信託銀行などの金融機関で手続きを行います。ただし、上場会社では定款で配当金の時効を3年や5年と定めていることが多いので、この期間を過ぎると請求できなくなります。

また、株式を預けている証券会社がわからない場合には、「証券保管振替機構（証券を預かって管理している機関）」に問い合わせ、どこの証券会社と取引があるのか開示してもらうことができます。この開示請求を行うには、開示請求書のほかに、相続人の本人確認書類と戸籍謄本、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本など、または法定相続情報一覧図、被相続人の最後の住所がわかる資料などが必要になります。

なお、株式の相続手続きをしないしていると、株式は相続人全員の「準共有」状態となります。この場合、議決権など株主権を行使するには、相続人のうち1人を「権利行使者」として定め、株式発行会社へ通知しなければならず、また、配当金は受け取るたびに相続人の間で分配しなければなりません。放置するとこうした手間もかかるので、早めに相続手続きをするのがよいでしょう。

株式の相続は、ほかの財産と比べて手続きが複雑なため、相続開始前から取引のある証券会社の窓口などで確認しておくことが大切です。株式の評価の方法はむずかしく、特に非上場株式の場合は専門家に相談することをおすすめします。